



平成 28 年 5 月 17 日
株式会社シノケングループ
代表取締役社長 篠原英明
(東証 JASDAQ・8909)

平成 29 年 4 月入社 新卒社員を対象とした 奨学金返済に関する支援制度導入のお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月入社予定の新入社員を対象として、下記の奨学金返済に関する支援制度を導入する事を決定しましたので、お知らせします。

記

1. 本制度導入の目的

昨今、新聞紙上等において、日本学生支援機構（以下、JASSO と言います。）の奨学金制度の滞納者が増加し、3ヶ月以上の滞納者は17万人に上り、898億円の返済が滞っている、との報道がなされており、JASSOの調査によれば、JASSOまたは大学の奨学金制度を利用している学生の割合は約50%と高い比率を示しております。

また、返済義務のある奨学金制度の場合、信用情報に登録される事から、延滞状況が継続した場合、クレジットカード利用の制限や住宅ローンが取組めないなど、将来におけるリスクが懸念されます。

報道にある滞納の主な原因は、卒業後に安定した職業に就けない事とされており、定職に就いた学生においても、入社時点において既に給与の前借りをしているような状態であると言えます。特に、入社年次が浅い期間においては、経済的・精神的な負担は大きいものと考えられ、日本の将来を担う若者が、社会に出た時点で、返済苦の様な状況に陥る可能性がある事について心痛めておりました。

このような状況のもと、当社グループは、奨学金返済に関する負担を軽減し、憂いなく社会人としての第一歩を踏み出して頂き、社業にそして社会に貢献して頂く事を目的として、新卒社員向けの奨学金支援制度を創設する事と致しました。

2. 制度の概要

- (1). 平成 29 年 4 月入社予定の新入社員を対象とする
- (2). 毎月の返済額の約 50%を奨学金支援手当として支給する
- (3). 支給期間は、返済開始月から入社後 5 年間とする
- (4). 年 3 回の賞与支給時やインセンティブ給支給時の繰上げ返済を推奨する
- (5). 別途定める社内規定に従い、要件を満たす既存新卒社員も支給対象とする

3. 今後の見通し

本件による、当社の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

<<本リリースに関するお問い合わせ先>>

I R 室 TEL : 03-5777-0089